

みなおそう 動物の飼い方

6月は動物の正しい飼い方推進月間です。動物による危害・被害を防ぐため、次のことに注意し、適切に飼いましょう。

- ・放し飼いは絶対にやめましょう。
- ・フンの後始末をしましょう。
- ・愛情をもってしつけましょう。
- ・繁殖の制限に努めましょう。
- ・動物は絶対に捨てない。

また、これから動物を飼おうとする方は、責任をもって飼えるのか十分検討しましょう。

- ・だれが世話をし、水、えさなどを規則正しく与えられるか。
- ・動物の種類、大きさは大丈夫か。
- ・飼う場所の広さは十分か。
- ・飼おうとしている動物の習性などを理解しているか。
- ・近所に迷惑をかけないか。

◎新しく犬を飼ったら忘れずに登録と毎年1回狂犬病予防注射をしましょう。

- ・生後90日を過ぎた犬はお近くの動物病院で狂犬



病予防注射を行い、住民課環境係で犬の登録と注射済票交付の手続きをしてください。その際、印鑑と代金3,550円が必要です。

◎やむを得ない事情により、犬や猫が飼えなくなった場合は引取り制度があります。

日時 毎週水曜日 午後2時～2時15分（祝日の場合は中止）

引取場所 役場庁舎裏（印鑑持参の上、環境係で手続きしてください。）

問合せ 住民課環境係

☎(84)1211 内線1222

◎犬・猫の譲渡会や里親探しの会がありますので、利用してください。

問合せ 千葉県動物愛護センター ☎0476(93)5711

千葉県動物保護管理協会 ☎043(221)2364

よくわかる 介護保険制度 Q&A ⑧

(平成12年4月スタート)

Q 要介護認定はどのように行われますか？

A 要介護認定とは、介護サービスの必要度（どれくらい、介護のサービスを行う必要があるか）を判断するものです。したがって、病気の重さと要介護度の高さは必ずしも一致しない場合があります。

ここでは、要介護認定までの流れを説明します。

①申請書の提出

要介護認定を受けるためには、町に申請書を提出します。

②町の調査

申請書に基づき、町職員等が訪問調査をします。

③要介護認定

・訪問調査の結果をコンピュータに入力します。



(一次判定)

・一次判定後、主治医の意見書等を参考に保健、医療、福祉の学識経験者からなる介護認定審査会で再審査されます。

(二次判定)

・二次判定は最終判定であり、自立(非該当)、要支援、要介護1～5に判定されます。

問合せ 保健福祉課介護保険係 ☎(84)1158

内線1721